

確認問題の解答・解説 廃棄物の処理及び清掃に関する法律＝廃棄物処理法

問題1 事業系ごみの説明のうち、妥当なものを1つ選択してください。

- 1 事業系ごみとは、事業活動に伴って生じた廃棄物だが、該当するのは営利を目的とした会社のみである。
- 2 事業系ごみの分別方法は、家庭ごみと同じである。
- 3 従業員の飲食に伴うごみを社内のごみとして処理する場合であっても、事業系ごみではない。
- 4 事業系ごみを正しく分別するためには、品目表示が効果的である。

答え 4

事業系ごみとは、営利を目的として事業を営む会社のほか、病院、学校、官公署、宗教法人等の事業所から出るごみを指します。分別方法は家庭ごみと異なり、従業員の飲食に伴うごみも該当します。

問題2 廃棄物の説明のうち、妥当でないものを1つ選択してください。

- 1 一般廃棄物は、紙くずや生ごみ等の産業廃棄物以外のものをいう。
- 2 産業廃棄物は、廃棄物処理法上の20種類をいい、木製の粗大ごみは産業廃棄物の木くずに当たらない。
- 3 ビニール・プラスチックは、事業系一般廃棄物である。
- 4 産業廃棄物は、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものに分かれる。

答え 3

産業廃棄物は、法令で定められた20種類を指し、ビニール・プラスチックは産業廃棄物に該当します。

問題3 事業者の責務の説明のうち、妥当でないものを1つ選択してください。

- 1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物の処理を委託した場合、その廃棄物について処理責任を負わない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量、適正処理のために国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

答え 2

事業者が廃棄物の処理を委託した場合であっても、その廃棄物について処理責任を負います。

問題4 事業者がごみの処理を委託する場合の責任はどこまで続くか、妥当なものを1つ選択してください。

- 1 委託業者にごみが収集されるまで
- 2 中間処分が完了するまで
- 3 最終処分が完了するまで
- 4 処理委託契約が締結されるまで

答え 3

事業者が廃棄物の処理を委託した場合、最終処分が完了するまで処理責任を負います。

問題5 事業用大規模建築物の所有者等の責務の説明のうち、妥当でないものを1つ選択してください。

- 1 再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。
- 2 廃棄物管理責任者選任届及び再利用計画書を作成しなければならないが、提出はいずれも任意である。
- 3 当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。
- 4 当該建築物又は敷地内に、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

答え 2

廃棄物管理責任者の届出並びに再利用計画書の作成及び提出は、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に定められた、事業用大規模建築物の所有者の義務です。

問題6 廃棄物管理責任者の説明で、【A】と【B】の妥当な組み合わせを選択してください。

廃棄物管理責任者とは、一言でいうと事業系ごみの減量とリサイクルを進めていくリーダーであり、【A】。廃棄物管理責任者を選任した場合は、その選任日から【B】日以内に廃棄物管理責任者選任届を届け出なければならない。

- 1 【A】：必要な資格は存在しない 【B】：30
- 2 【A】：必要な資格が存在する 【B】：60
- 3 【A】：必要な資格が存在する 【B】：30
- 4 【A】：必要な資格は存在しない 【B】：365

答え 1

廃棄物管理責任者になるために必要な資格は存在しませんが、日常的に発生する事業系ごみの処理を管理、把握できる方になっていただくよう願っています。廃棄物管理責任者を選任した場合は、その選任日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届を届け出てください。

問題7 廃棄物管理責任者の役割の説明のうち、妥当でないものを1つ選択してください。

- 1 事業系ごみの発生量、廃棄量を日常的に把握する。
- 2 事業系ごみが適切に分別・処理されているかを日頃から確認する。
- 3 事業系ごみの発生・排出抑制と3Rの推進
- 4 区を除く各担当者との連絡調整

答え 4

足立区からの連絡は、廃棄物管理責任者を窓口に使っていただいておりますので、その際は所有者と調整してください。

問題 8 再利用計画書の説明のうち、【A】と【B】の記載について、妥当な組み合わせを1つ選択してください。

再利用計画書裏面の前年度実績は、建物から発生する全ての廃棄物について記載する必要がある。この場合において、【A 飲料容器の欄に自販機業者が回収した量は計上する必要はない。】また、再利用計画書の提出期限は、【B 毎年5月31日】である。

- 1 【A】×【B】○
- 2 【A】○【B】×
- 3 【A】×【B】×
- 4 【A】○【B】○

答え 1

前年度実績及び今年度計画は、自動販売機を含む建物から出る全ての廃棄物について記載をお願いいたします。提出期限はその年度の5月31日となっています。

問題 9 次の説明のうち、妥当なものを1つ選択してください。

- 1 産業廃棄物処理委託契約書を締結する義務はない。
- 2 産業廃棄物処理委託契約書に処理業者の許可証の写しを添付する必要はない。
- 3 産業廃棄物マニフェストは、排出のたびに交付しなければならない。
- 4 産業廃棄物マニフェストの交付は、処理業者の責務である。

答え 3

産業廃棄物処理委託契約書の締結、許可証の写しの添付及び産業廃棄物マニフェストの交付は、いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められています。

問題 10 ごみ減量に有効な取り組みである「3R」の説明のうち、妥当でないものを1つ選択してください。

- 1 リデュース（発生抑制）の具体的な取り組みとして、電子メール等によるペーパーレス化などがある。
- 2 リユース（再使用）の具体的な取り組みとして、コピー用紙の裏面をメモ用紙として利用するなどがある。
- 3 リサイクル（再生利用）の具体的な取り組みの1つに、紙類を資源化する取り組みがある。
- 4 リサイクル（再生利用）を徹底していれば、リデュース（発生抑制）に取り組む必要はない。

答え 4

リサイクルは最後の手段です。リデュースを徹底することでごみの発生を抑制しつつ、やむを得ず発生したごみはリサイクルしましょう。